

杉並区ダンススポーツ連盟規約

第1章 総則

第1条(名称)

- 1.本連盟は、杉並区ダンススポーツ連盟と称する
- 2.本連盟の英文名を (SUGINAMIKU DANCESPORT FEDERATION 略称 SDSF) と称する

第2条(事務所)

本連盟は、事務所を東京都杉並区桃井2丁目10番7号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

本連盟は、杉並区のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって区民の心身の健全な発展並びに社会に貢献することを目的とする。

第4条(事業)

本連盟は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1.オリンピック並びに国民スポーツ大会につながるスポーツ、並びにスポーツフェスティバルとしてのダンススポーツの普及並びに振興。
- 2.杉並区スポーツ協会への加盟及び関連事業の推進。
- 3.本連盟加盟サークルの活動育成並びに振興支援。
- 4.日本ダンススポーツ連盟（以下 JDSF という）公認競技会の開催と支援。
- 5.JDSF 並びに東京都ダンススポーツ連盟（以下 JDSF 東京という）が行う事業への協力支援。
- 6.本連盟所属の JDSF 会員及び選手等の登録管理。
- 7.会員相互の技術向上のための講習会、親睦のための交流会等の開催。
- 8.功労のあったサークル、役員の表彰。
- 9.その他、本連盟の目的達成のために必要な事業。

第3章 加盟サークル

第5条(加盟サークル)

- 1.本連盟の加盟サークルは、理事会で承認されたダンススポーツサークルとする。
- 2.本連盟に登録したサークルは、JDSF 認定サークルとする。
- 3.加盟サークルが本連盟の規定する資格を失ったときは理事会の議決を経て脱会させる。

第4章 会員

第6条(会員)

本連盟の会員は、本連盟の加盟サークルに所属する会員で本連盟の会員登録を行い、年度会費を納めるものとする。

第7条(会員資格の喪失)

- 1.退会したとき
- 2.死亡したとき。
- 3.除名されたとき

前項の3号除名は次に掲げる場合とし本連盟の理事会において承認されたもの

- (1) 本連盟の名誉を著しく損なう行為があった場合
- (2) 本連盟の規約その他違反行為のあった場合
- (3) その他社会的に不都合な行為があった場合

第5章 役職

第8条(役員)

本連盟に次の役員を置く

- 1.理事
- 2.評議員
- 3.監事

(理事の内、会長1名、副会長若干名、理事長1名、常任理事若干名)を置く

第9条(役員を選任)

役員は各サークルの代表者各1名とし、総会で理事、評議員、監事を選任し、理事は互選で会長を定める、副会長、理事長、常任理事は会長が指名する。

会長、副会長、理事長、常任理事を選出したサークルは追加で理事1名を推薦できるものとする。

第10条(役員職務)

- 1.会長は本連盟を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは、欠けた時は理事会があらかじめ指定した順序により副会長が職務を代行する。
- 3.理事長は本連盟の会務を統括する。
- 4.常任理事は総会及び理事会の議決に基づき、日常業務を管理する。
- 5.理事は総会及び理事会の議決に基づき、日常の業務を執行する
- 6.監事は本連盟の業務、資産及び会計を監査するとともに役員会に報告する。

第11条(役員任期)

- 1.本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げられない
- 2.補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3.役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

第12条(役員解任)

役員は次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により役員を解任することができる

- 1.心身の故障または、一身上の都合により職務遂行に耐えられないと認められた時。

- 2.職務上の義務違反又は、役員たるにふさわしくない行為があると認められた時

第13条(評議員)

- 1.加盟サークルは評議員1名を選出し、本連盟に届け出るものとする。
- 2.評議員は総会において構成員になるとともに必要に応じて本連盟に助言することができる。

第14条(事務局長)

- 1.事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 2.事務局長は役員会の会務を整理し、役員会の議決に基づく日常業務を処理する。
- 3.会計・登録は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する

第6章 名誉役員

第15条(名誉役員)

- 1.本連盟に次の名誉役員（名誉会長、最高顧問、顧問、参与、相談役など）を置くことができる。
- 2.名誉役員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第7章 会議

第16条(役員会の招集)

本連盟の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は会長が招集し、理事会、常任理事会は理事長が招集する。

第17条(総会)

- 1.総会は本連盟の最高議決機関で理事、評議員、監事をもって構成する。
- 2.総会はこの規約に別に定める場合のほか、次の事項を付記し承認を得るものとする。
 - (1) 規約の改定
 - (2) 事業報告及び収支決算報告
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 役員を選任
- 3.通常総会は毎会計年度2か月以内に開催する。
- 4.臨時総会は理事会、常任理事会が必要と認めた時に開催する。
- 5.その他役員の過半数から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき会長は、その日から1か月以内に臨時総会を招集しなくてはならない

第18条(理事会)

理事会は理事・監事をもって構成し月1回開催し重要事項を議決する。

第19条(常任理事会)

常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成し、必要により開催して本連盟の円滑な運営を図る。

第20条(役員会の定数)

役員総会及び理事会は、3分の2以上が出席しなければその議事を開き議決することは出来ない。但し役員が総会、理事会に出席出来ない時は、代理又は委任状を持って出席者と見なす事が出来る。又総会、理事会の議決は出席者の過半数とし、可否同数のときは、議長が採決する。

第21条(委任)

各会議とも役員がやむを得ず欠席する場合は、当該理事に関する委任を認め、出席とみなす。

第22条(議長)

- 1.総会議長は会長とする

2.理事会および常任理事会の議長は理事長とする。

第 23 条(議事録)

本連盟の総会及び理事会の議事録は事務局で保管管理する。

第 24 条(分担金)

加盟サークルの分担金は、分担金規定により納入しなくてはならない。

第 8 章 資産及び会計

第 25 条(資産の構成)

本連盟の資産は、次の通りとする。

- (1)加盟サークル分担金
- (2)事業収入
- (3)寄付金
- (4)その他収入

第 26 条(資産の管理)

本連盟の資産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

第 27 条(経費の支出)

本連盟の事業遂行に要する経費は、本連盟資産から支出する。

第 28 条(会計年度)

本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 29 条

本規約に定めるものの他、会の運営に関し必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

※別に定める規程

- (1)分担金規程 (2)加盟団体規程 (3)会計支出基準規程 (4)講習会規程

昭和 62 年 08 月 05 日制定
平成 06 年 03 月 16 日改定
平成 11 年 04 月 21 日改定
平成 14 年 12 月 18 日改定
平成 16 年 01 月 28 日改定
平成 22 年 02 月 22 日改定
平成 24 年 02 月 23 日改定